

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-3
提出年月日	令和5年9月29日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r11.1)	62-5 62-13	「電力保安通信用電話設備」の後に「(1号, 2号及び3号炉共用, 一部既設)」を追記しました。 「加入電話設備」の後に「(1号, 2号及び3号炉共用, 一部既設)」を追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r10.1)	62-9 62-19	同上	